

琉球大学学術リポジトリ

沖縄県における居住地校交流の実態： 質問紙調査の結果と考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学 公開日: 2007-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 與那嶺, 春奈, 戸崎, 敬子, Yonamine, Haruna, Tozaki, Noriko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1189

沖縄県における居住地校交流の実態 - 質問紙調査の結果と考察 -

與那嶺春奈 * 戸崎敬子 **

**The Actual Conditions of the Part-time Individual Integration of Special School Children into Regular Schools in Their Residential Districts in Okinawa Prefecture:
The Result of a Survey of This Type of Integration**

Haruna YONAMINE Noriko TOZAKI

The purpose of this study was to clarify the actual conditions of the part-time individual integration of special school children with disabilities into regular schools in their residential districts in Okinawa Prefecture. We surveyed 28 teachers who took charge of the integrated educational program in the department of the elementary course and the lower secondary course of 14 special schools. This paper analyzed the result of the survey, and discussed the way to improve the conditions of this type of integration.

The outlines of the conclusion were as follows: 1) the executing rate of this type of integration was 85.7% in the dept. of the elementary course and 35.7% in the dept. of the lower secondary course of the schools, 2) the first case of this type of integration in Okinawa Prefecture started in 1994 and the cases have increased since 1999, 3) the reasons why the integration started, came from the needs of parents and children themselves, 4) the integration was held in ordinary lessons, school events and interchange after school or during recess, 5) each child who participated in the integration had to attend with his or her parent, teacher or both. The attendance was a burden for parents and teachers, 6) the attendance of parents or teachers was pointed out as the most difficult problem in the elementary school level and the content of study was the most difficult problem in the lower secondary school level, and 7) the administration should prepare the basic educational conditions and the guidelines to improve the situation.

I 問題の所在と本研究の課題

1. 問題の所在と本研究の課題

交流教育は現在多様な形態によって多くの学校で実施されている。2005年12月には、中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り

方について（答申）」が出され、その中に交流及び共同学習の推進が記載されている¹⁾。特殊教育から特別支援教育に変化する中でも、交流教育が学校教育における重要な学習の場であるとされていることがわかる。

交流教育の形態は、学校内交流、学校間交流、地域交流、居住地校交流、居住地域交流等と分かれている。その中で居住地校交流は、居住地における同世代の友人との共同の学習機会であり、障

* 県立養護学校教員（臨時）

** 障害児教育教室

害を持つ子どもにとって、現在および将来の生活をより充実したものにする条件となりうる。居住地校交流の意義は大きい。

1997年に田村真一は、学校間交流と居住地校交流の実施状況について全国調査を行っている²⁾。この全国調査によると、学校間交流実施率が94.1%、居住地校交流実施率が31.8%と学校間交流に比べて、居住地校交流を実施する学校は少ない。さらに、居住地校交流実施率は小学部が高く、中学部は低いという状況を示している。このように田村の全国調査は、全国における居住地校交流の傾向や実態を知る手懸りとなる。しかし、当該調査においては、各都道府県の実態は明らかになっておらず、田村も研究の課題として、「本研究の結果をもとに、より詳細に、居住地校交流の現状や課題の研究が必要であろう」と述べ、居住地校交流の地域の実態を明らかにする必要性を指摘した。

居住地校交流に関する各都道府県レベルの実態調査は、渡部・山本（2001）³⁾が鳥取県について、南・山崎（2005）⁴⁾が和歌山県について明らかにしている。また、茨城県については知的養護学校に限られているが、居住地校交流の取り組みが明らかにされている⁵⁾。東京都と神奈川県の居住地校交流の現状について、盲・聾・養護学校と保護者に質問紙調査を行った報告⁶⁾もある。このように、詳細な内容を把握している地域は現時点では限られている。

沖縄県においては、居住地校交流の現状を知る資料として、「インクルージョンに関する提言・調査報告（2002→2004）」がある⁷⁾。これによると、2002年度においては小学部7校が居住地校交流を実施している。しかし、開始年度、交流先、人数、年間回数しか記述されておらず、詳細な内容を知ることはできない。また当該調査報告では、盲・聾・養護学校の教職員と盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の保護者の両者にインクルージョンに関する質問調査を実施し、その中で居住地校交流について尋ねている。その結果、居住地校交流を実施した方がよいという意見が多数出されており、沖縄県における居住地校交流のニーズの高さを示していると考えられる。こうした状況にあって、居住地校交流を発展させるためには、まず沖

縄県の実態を明らかにし、問題点や課題を検討していくことが、必要である。

また、上述の田村の調査では、交流実施上感じていることの質問に対して、他の実践校の実践内容を知りたいという回答が、学校間交流は36.2%だったが、居住地校交流では42.8%あった。田村は「なかなか他の実践にふれる機会が少ないともとれる。広くさまざまな実践にふれる体制作りも交流教育推進上の課題である」と述べており、居住地校交流の実践を知る機会の増加を期待している。

居住地校交流の取り組みの歴史は浅く、居住地校交流に関する文献は少ない。居住地校交流を深めるためには、各都道府県の詳細な実態を知ることが必要である。

上記のような問題意識に立ち、本研究では、質問紙調査を行い、沖縄県の居住地校交流の詳細な内容を把握するとともに、沖縄県における居住地校交流をより深めるための課題や問題点を検討する。尚、田村が「今の制度から考えて、幼稚園・保育園または高等学校においては、居住地の多くの児童や生徒が在籍する学校（園）は複数存在し、居住地の学校（園）と交流しても、家の近くの児童もほんんどいない場合もありうる。小学校と中学校においても、国立校、私立校においては、同様であろう」と述べている⁹⁾ように、幼稚園・高等学校においては通学区域が広く居住地が特定しづらい。沖縄県は、県内すべてを通学区域としている高等学校もあり、居住地の近くにある学校を居住地校とすることは難しい。したがって、居住地校交流の実態調査は小学部・中学部を対象に実施する。

居住地校交流については、各学校で「居住地交流」や「ふるさと交流」等と独自の呼び名をつけている場合もあり、居住地校交流についての概念を示す必要がある。先行研究では居住地校交流は次のように定義されている。

- 盲・聾・養護学校に在籍する児の居住地域の学校などでの交流（渡部・山本）¹⁰⁾
- 一人ひとりの児童・生徒が、自分の自宅を含む公立小・中学校と行う交流教育活動とする。なお、養護教育諸学校小学部児童は小学校と、中学部生徒は中学校と行う活動とする。（田村）¹¹⁾

○特殊教育諸学校の小・中学部の児童生徒が、自分の自宅を校区に含む公立小・中学校と行う交流活動である。(島袋)¹²⁾

居住地校交流の定義は、上述のように、盲・聾・養護学校に通う児童生徒が居住地の小学校、中学校と行う交流ということではどれも同じである。しかし、同年齢の集団との交流を具体的に示しているのは田村だけである。本研究においては、児童・生徒の段階を厳密に認識した定義となってい、田村の居住地校交流の概念を使って居住地校交流の実態調査を行うこととする。

2. 研究の方法と手続き

本研究は、上記の課題を明らかにするために①関連資料の収集、②質問紙調査の実施、③分析、④考察という手続きで行われる。なお、質問紙調査を補うために一部学校については聞き取り調査を実施する。

質問紙調査の要領は以下の通りである。

(1)調査目的 沖縄県内の盲・聾・養護学校における居住地校交流の実態を明らかにし、今後の沖縄県の居住地校交流のあり方を検討する。

(2)調査対象 「平成17年度学校一覧」(沖縄県教育委員会)に記載されている沖縄県内の盲・聾・養護学校14校の小学部・中学部の学部主事若しくは交流担当者を対象とした。沖縄県の盲・聾・養護学校の総計は16校であるが、うち1校は高等部のみであり、1分校は児童生徒の健康上の問題で交流教育を行っていないという回答が得られたため、本研究では調査対象から除くことにした。調査対象の校種別内訳は、盲学校1校、聾学校1校、知的障害養護学校7校、肢体不自由養護学校4校、病弱養護学校1校である。

(3)調査方法・期間 2005年10月12日に調査票を発送し、11月7日を回答期限とした。尚、調査票の配布及び回収は郵送で行った。

(4)調査項目概要 調査項目は多肢選択及び自由記述を併用して作成した。

①学校の概要：学校種別、学部別、学部人数、居住地校交流有無

②居住地校交流の実態：居住地校交流実施人数、開始理由、交流内容(行事交流・授業交流・放課後、余暇交流)、交流回数、交流目標、教育課程

への明文化、教育課程への位置づけ、学校若しくは学部内での居住地校交流推進組織の有無

③居住地校交流における連携体制：居住地校への送迎、居住地校での付き添い有無、付き添い者、事前・事後の打ち合わせ有無、打ち合わせの方法、訪問・来校による打ち合わせの回数

④交流実施上の感想：居住地校交流の成果・効果、居住地校交流の課題・問題点、居住地校交流に関する自由記述

(5)回収状況 質問紙調査配布数14に対して、回答数は14で、回収率は、100%である。

II. 沖縄県盲・聾・養護学校の居住地校交流の実態－質問紙調査の結果と考察－

以下、質問紙調査の結果と考察を項目に沿って示す。尚、2005年7月28日、9月23日、10月27日に一部の学校(3校)において、居住地校交流についての聞き取り調査を実施している。その聞き取り調査の内容も参考にしながら、沖縄県内の盲・聾・養護学校の居住地校交流の実態を把握していく。

その際、個別の学校名が判別されないように考慮し、さらに、知的障害という障害の困難さ、肢体不自由における重度重複障害が交流にどのように影響を与えるかを考察するため、学校種を3類型、①知的障害養護学校、②肢体不自由養護学校、③他の学校種(盲学校、聾学校、病弱養護学校)に分類し、分析・考察を行う。

1. 居住地校交流実施状況

(1)居住地校交流実施有無

表1、2は、居住地校交流実施率を示している。小学部において14校中12校(実施率85.7%)、中学部において14校中5校(実施率35.7%)の実施となっている。小学部と中学部を比較すると、中学部における居住地校交流の実施率の低さが特徴的である。この要因として、中学部は教科担任制になることや教科学習の難しさ等があると推測される。中学部の自由記述において「教科担任制という教育課程上、生徒と一緒に張り付けて参加させると他の授業に支障がでてしまうので、趣旨を

表1 小学部居住地校交流実施校数

	知的障害	肢体不自由	盲・聾・病弱	計
交流実施有	5校(71.4%)	4校(100%)	3校(100%)	12校(85.7%)
交流実施無	2校(28.6%)	-	-	2校(14.3%)
n	7	4	3	14

表2 中学部居住地校交流実施校数

	知的障害	肢体不自由	盲・聾・病弱	計
交流実施有	1校(14.2%)	3校(75.0%)	1校(33.3%)	5校(35.7%)
交流実施無	6校(85.8%)	1校(25.0%)	2校(66.7%)	9校(64.3%)
n	7	4	3	14

表3 居住地校交流を実施しない理由（複数回答）

	小学部	中学部
保護者の要望がない	1	2
自宅通学者以外である	-	-
教員配置上困難がある	-	1
居住地校が受け入れを望まない	-	-
児童・生徒の問題	-	1
通学区が広い	-	2
現在検討中である	1	1
特に考えていなかった	-	1
学校間交流が充実している	-	2
次年度より実施	-	1
n	2	9

表4 小学部居住地校交流実施人数

	全 体
全体在籍数 (a)	572
交流実施校在籍数 (b)	373
交流実施人数 (c)	101
c / a	17.7%
c / b	27.1%

よく理解できるが実施はむずかしい状況です」という記述があり、学校内でも居住地校交流実施について悩んでいることがうかがえる。また、学習面での難しさは居住地校交流を実施している多くの学校で挙げられている。

学校類型別では、小学部、中学部のどちらも知的障害養護学校の交流実施率が低く、知的障害養護学校における居住地校交流の難しさをあらわしている。

表5 中学部居住地校交流実施人数

全 体	
全体在籍数 (a)	399
交流実施校在籍数 (b)	94
交流実施人数 (c)	27
c / a	6.8%
c / b	287.0%

表6 居住地校交流開始年度学校数

年 度	小学部	中学部	計
平成6年度	1	—	1
7年度	—	—	—
8年度	—	—	—
9年度	—	—	—
10年度	—	—	—
11年度	1	—	1
12年度	1	1	2
13年度	3	—	3
14年度	—	1	1
15年度	1	1	2
16年度	4	1	5
17年度	1	1	2
n	12	5	17

(2)実施しない理由

表3は、居住地校交流を実施していない理由を示している。小学部の実施していない2校のうち1校は、以前は、居住地校交流を実施していた学校である。当該校については、実施していない理由として、交流を行っていた児童が卒業し保護者からの要望がなくなったことが挙げられている。また、もう1校では、現在検討中であるという回答であった。

中学部の実施していない9校では、学校間交流が充実しているので居住地校交流を特に考えていない(2校)、保護者の要望がない(2校)、学区が広い(2校)、特に考えていないかった(1校)など、各学校によって居住地校交流を行わない理由は異なっている。また、次年度から居住地校交流を行う予定である(1校)、現在検討中である(1校)という回答もあり、今後、さらに居住地校交

流を行う学校が増えていくことが予想される。

2. 居住地校交流実施人数(平成17年度)

沖縄県の盲・聾・養護学校在籍数と居住地校交流実施人数の割合を示したのが表4(小学部)、表5(中学部)である。小学部では、居住地校交流実施人数は101人、居住地校交流実施学校在籍数の27.1%である。これは、調査対象となった盲・聾・養護学校の小学部在籍児童数の17.7%にすぎない。小学部においては、居住地校交流を実施している学校数が85.7%と高い割合になっているが、盲・聾・養護学校の在籍児童数の8割が居住地校交流を行っていないという実態にある。

中学部では、居住地校交流実施人数は27人。居住地校交流実施学校在籍数の28.7%であり、調査対象の盲・聾・養護学校の中学部在籍生徒数の6.8%にすぎない。

聞き取り調査において、交流実施人数が前年度より減少した学校があった。その理由は、「親の仕事の都合上付き添いが出来ない」、「本人の健康の問題」、「兄弟が居住地校にいる」、「低学年のために交流を望まなかった」、「前年度は知的障害のない子どもが多く居住地校交流を実施していた」等があるのでないかと述べていた。当該校では事前に親の希望調査を行い、居住地校交流を実施している。希望調査のため、親の真意の詳しいことは分からず、あくまでも推測でしかないと述べていた。親から居住地校交流実施の希望がある一面、居住地校交流を実施すると兄弟への対応や親の仕事上における都合等の問題が出されていることが分かる。また、聞き取り調査で、児童生徒が居住地校交流を実施する学校数を尋ねると、各学校ほぼ10校程度と交流を行っていることがわかった。

3. 居住地校交流の開始年度

図1は居住地校交流実施の推移を示しており、表6は、居住地校交流の開始年度学校数を示している。表6より、沖縄県で居住地校交流が初めて実施されたのは1994（平成6）年度のB学校の小学部である。また、中学部では、小学部で居住地校交流が開始されてから6年後の2000（平成12）年度に初めて実施されている。

初めて居住地校交流が実施されてから4年間は、実施する学校数に変化がないが、1999（平成11）年度より2005（平成17年度）までに居住地校交流を実施する学校が徐々に増えている。2004（平成16）年度に居住地校交流を開始した学

校数が5校（小学部4校、中学部1校）と一番多く、その年は「沖縄県における学校教育の課題と努力点」に初めて居住地校交流が重点目標として掲げられた年度でもある。したがって、沖縄県教育委員会における居住地校交流の位置づけの強化が一定の影響を与えたと考えられる。

図1、表6には、2001（平成13）年度から2003（平成15）年度までの3年間、居住地校交流を実施し現在は実施していない学校も含まれている。尚、聞き取り調査では、「16年前に勤務していた人の話で、その当時、居住地校交流を実施していたという話をうかがった。しかし、資料がないために詳しくは分からない」という学校があった。16年前から居住地校交流を実施していた学校があるとすると、平成6年度以前から沖縄県では居住地校交流が実施されていたことになるが、確認できなかった。

4. 居住地校交流を始めたきっかけ・理由

表7は、居住地校交流を始めたきっかけを示している。居住地校交流を始めたきっかけは、親・本人の希望が小学部5校、中学部2校とともに高い割合になっている。すなわち、地域の児童・生徒との友好関係を深めたい、子どものことを周りの子ども・大人に理解してほしい等の、地域での生活を視野に入れた親・本人の希望や思いが実施に至らせている。小学部では、統一して、学校側の方針が2校で挙げられている。また、中学部では、進学・転学のために居住地校交流を開始する学校が2校あり、小学部でも1校ある。転校や進学に向けた居住地校交流の実施は、転校した際に本人に戸惑いがないように、そして集団適応能力を高めるために居住地校交流を行うという回答があった。そのことから、今後の児童生徒の生活環境を視野に入れた取り組みが行われていることがわかる。居住地校から誘いがあり居住地校交流を始めた学校は、「年度途中に本校に転学してきた児童がおり、前籍校から声がかかった」という理由を述べている。

尚、聞き取り調査で、「地域から孤立していると保護者から教師に相談があり、地域との交流を学校の中から始めるということで居住地校交流を開始した」という経緯が語られている。居住地

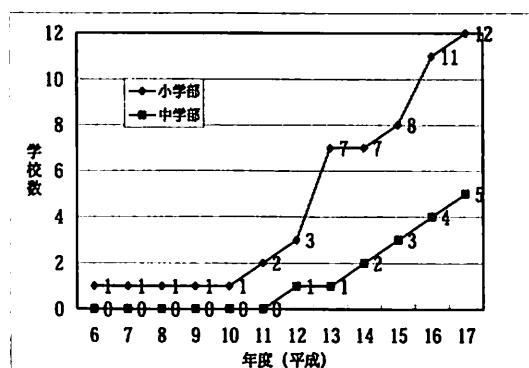


図1 居住地校交流の推移

表7 居住地校交流を始めたきっかけ

	小学部	中学部
親・本人の希望	5	2
学校側の方針	2	0
親・本人の希望・学校の方針	2	0
居住地校の誘い	1	0
進学・転学のため	1	2
無記入	1	1
n	12	5

表8 居住地校交流の交流回数

盲・聾・養護学校	小 学 部	中 学 部
A	1～3回程度	学期1回
B	年1回	-
C	月1回	-
D	-	-
E	-	-
F	学期1回	-
G	2～3回	-
H	6回	年2回
I	2～3回	-
J	週1回	週1回
K	a:11回、b:4回、c:1回	2回
L	学期1回	年1～2回
M	3回	-
N	8回	-

とのつながりがつかめない保護者の思いが感じられた。

5. 居住地校交流の交流回数（年間）

表8は学部別居住地校交流回数を示している。小学部・中学部の両学部では、年間1～3回の実施が多く、学期に1回程度の居住地校交流を行っている。事前に保護者に希望調査を行い、保護者からの要望がある児童生徒に対して居住地校交流を行い、相手校との調整や日程によって交流回数を決める学校がある。そのため、居住地校交流の回数は在籍している学校が同じでも、児童生徒の実態によって異なることがうかがえる。多くの学校で個々に合わせた交流を行うために回数が変わ

るというのが現状のようである。自由記述では「居住地の先生方の意識によって年間の交流回数に違いが出ると考えられる」とあり、居住地の教員の校務の多忙さや意識の問題が交流回数に一定の影響を及ぼしていることがわかる。

また、居住地校交流の回数は、学期に1回、月に1回、週に1回と学校によって相違が見られ、年に1回連続した日をとり居住地校交流を行っている学校もある。居住地校に1日登校することで交流を1回と捉えるか、それとも交流が連続する日も1回と数えるかということで、交流回数に変動がでてくることが予想される。本研究においては、連続日を1回と捉えて表示している。

聞き取り調査において個々の交流回数を尋ねる

表9 交流教育のねらい（複数回答）

	小学部	中学部
児童・生徒の経験を広げる	10	5
社会性・適応力を高める	10	3
自主性や自立心を高める	2	3
相手校の児童・教職員の意識啓発	7	1
自校の開かれた学校づくり	3	0
地域での生活や生活基盤づくり	9	3
相手校の児童・生徒との好ましい人間関係づくり	11	4
その他	3	1
最大	12	5

と、「基本的に1学期に1回だが、日数が違う。1日だったり、3日だったりする。少ないと1年に2回、多い子で3日連続、合計9日」と児童生徒の実態によって居住地校交流の回数が異なっていることがわかった。また、交流の時間も1日中行うのではなく、「相手校によって、午後だけや午前中だけとまちまちである」、「重複の児童になると学習が困難なために、主要教科以外の音楽や図工などの時間の2から3時間参加する」と1回の交流が数時間という学校もあった。したがって、交流回数だけでなく、どれくらいの時間を居住地で過ごしているのかを検討していくことが必要になってくる。

6. 居住地校交流のねらいや目標（複数回答）

表9は居住地校交流のねらいや目標を示している。居住地校交流のねらいとして、小学部では、「相手校の児童との好ましい人間関係作り」(11校)、「経験を広げる」「社会性を高める」(10校)、「地域での生活や生活基盤作り」(9校)を重点におき、中学部では「生徒の経験を広げる」(5校)、「人間関係作り」(4校)を重点においている。いずれにおいても、「児童・生徒の経験を広げる」、「相手校の児童・生徒との好ましい人間関係作り」の2つが大きな目標として掲げられている。居住地とのつながりを作るために居住地校交流を実施することと集団生活の経験を通して社会性や適応力を身につけるために居住地校交流を実施していることがわかる。

その他の回答として小学部では、保護者の二

次に応える支援教育（1校）、就学指導のステップ（1校）、日常の学習で培った力を違った集団の中でも発揮できるようにする（1校）が挙げられており、中学部では、集団生活での経験が挙げられている。

尚、交流教育のねらいとして高い割合を示していた「相手校の児童との好ましい人間関係作り」の成果について聞き取り調査で以下のように述べられている。

- 運動会練習では手をつないでくれるなど対応してくれる
- 知っている子が多いので歓迎されている様子
- 放課後、休日に遊んでいる様子も見られるようになった

7. 居住地校交流の内容

居住地校交流の内容を①行事交流、②授業交流、③放課後・余暇交流の3つに分類を行った。まずは、3つの分類における実施数を示し、その後、3つの交流内容をさらに細かく分類し実施数を示す。

表10は学部別における居住地校交流内容を示し、表11は学校類型別の居住地校交流内容を示している。両学部において授業交流を実施している学校は多い。また、知的障害養護学校における放課後・余暇交流の実施が他校と比べて低くなっている。放課後・余暇交流が低いということは、居住地の児童生徒との間で友だち関係を築きにくい状態があることが推測される。知的障害がある児童生徒の人間関係作りの難しさがうかがえる。

表10 学部別居住地校交流内容の実施状況（複数回答）

	小 学 部	中 学 部
行事交流	9	4
授業交流	10	5
放課後・余暇交流	8	3
最大	12	5

表11 学校種別居住地校交流内容の実施状況学部数（複数回答）

	知的障害	肢体不自由	盲・聾・病弱
行事交流	4 (4・0)	5 (3・2)	4 (2・2)
授業交流	4 (3・1)	7 (4・3)	4 (3・1)
放課後・余暇交流	2 (2・0)	6 (4・2)	3 (2・1)
最大	6	7	4

*学校種別部数について（ ）内は、左が小学部数、右が中学部数を示す

表12 行事交流の実施状況（複数回答）

	学部別		学校種別		
	小学部 (校)	中学部 (校)	知的障害 (学部)	肢体不自由 (学部)	盲・聾・病弱 (学部)
運動会	7	0	3 (3・0)	2 (2・0)	2 (2・0)
文化行事	3	2	1 (1・0)	2 (1・1)	2 (1・1)
校外学習	3	0	1 (1・0)	1 (1・0)	1 (1・0)
入学式	0	0	0	0	0
卒業式	0	0	0	0	0
宿泊学習	0	0	0	0	0
学年行事	3	0	2 (2・0)	1 (1・0)	0
学級行事	4	1	3 (3・0)	1 (1・0)	1 (1・0)
PTA	1	0	1 (1・0)	0	0
すべて	0	1	0	1 (0・1)	0
総合学習	0	1	0	0	1 (0・1)
最大	12	5	6	7	4

*学校種別学部数において（ ）の中は、左が小学部学部数、右が中学部学部数を示している。

*「文化行事」とは、文化祭や市町村合同文化祭等の行事のことである。また、「すべて」とは、居住地校の時間割によって実施する内容が異なることを示している。

(1) 行事交流

表12は、居住地校交流の内容における行事交流実施状況を示している。行事交流は、文化行事や学年行事、学級行事、校外学習に参加している学校が大多数を占めており、入学式や卒業式のような儀式的行事には参加していない。入学式や卒業式は時期が重なることや居住地校が自分の学校であるという認識の薄さが居住地の入学式や卒業式に参加しない理由と考えられる。

小学部では、運動会に参加している学校が7校と一番多く、中学部では、小学部とは異なり行事交流をほとんど実施していない。

(2) 授業交流

表13は、居住地校交流のうち授業交流の内容を示している。授業交流では、音楽学習を行っている学校が一番多く、小学部で12校中10校、中学部では5校中4で校行なわれている。

表13 授業交流の実施状況（複数回答）

	学部別		学校種別		
	小学部 (校)	中学部 (校)	知的障害 (学部)	肢体不自由 (学部)	盲・聾・病弱 (学部)
国語	7	3	2 (1・1)	4 (3・1)	4 (3・1)
社会	5	3	1 (0・1)	3 (2・1)	4 (3・1)
算数	6	3	1 (0・1)	4 (3・1)	4 (3・1)
理科	6	3	2 (1・1)	3 (2・1)	4 (3・1)
音楽	10	4	4 (3・1)	6 (4・2)	4 (3・1)
体育	7	4	4 (3・1)	3 (1・2)	4 (3・1)
図工	6	3	3 (2・1)	3 (1・2)	3 (3・0)
家庭	3	1	1 (1・0)	1 (0・1)	2 (2・0)
生活	7	-	3	2	2
英語	3	2	1 (0・1)	1 (1・0)	3 (2・1)
道徳	4	2	0	4 (3・1)	2 (1・1)
総合	2	2	3 (2・1)	0	1 (0・1)
特活	2	0	0	1 (1・0)	1 (1・0)
すべて	0	2	0	2 (0・2)	0
最大	12	5	6	7	4

※学校種別学部数において（ ）の中は、左が小学部学部数、右が中学部学部数を示している。

※「すべて」は、居住地校の時間割によって実施する内容が異なることを示している。

障害種別では、盲・聾・病弱養護学校と肢体不自由養護学校が居住地校交流の国語、社会、算数（数学）、理科等の教科学習に参加しているが、知的障害養護学校では、きわめて少ない。しかし、音楽の時間にはすべての学校において高い参加率となっている。また、居住地の時間割に合わせて学習を行っているという学校もあり、居住地での受け入れ体制でどの教科を学ぶかが異なってくる。児童生徒に合った学習を共に行うためにも、児童生徒の実態や指導体制の工夫を話し合える打ち合わせの時間が大きな意味をもつと考えられる。

尚、聞き取り調査では、「基本的に相手校の授業に参加する。相手校が、在籍校の授業はどのように行うか見てみたい」という申し出があり、在籍校で行っている授業を学級の中で行うこともある」と相互理解を図っている授業形態の様子が見受けられた。

(3) 放課後・余暇交流

表14は、居住地校交流のうち放課後・余暇交流の内容を示している。放課後・余暇交流では、

昼食や清掃、休憩時間において交流を行っており、高い割合を示している。授業以外の時間も共に過ごすことにより、児童生徒同士のつながりを深めていることがうかがえる。しかし、一方では、知的障害養護学校の児童生徒が、居住地の児童生徒と休憩時間をともにすごしている学校が少なく、子ども同士のつながりを深めることが難しいという現状がみえる。また、小学部・中学部において各2校が登下校を居住地との児童生徒と行っている。保護者や担任等の大人がいない空間を児童生徒同士が共有する機会が設けられる場であることを考えると、登下校を居住地の児童生徒と行えることは大きな意味を持ち得ると思われる。

8. 学校または学部での居住地校交流推進の組織

表15、16は、学校または学部における交流推進のための組織の有無を示している。居住地校交流を行うにあたり、学校または学部内で居住地校交流を推進する組織を置いている学校数は、小学部では7校、中学部では3校となっている。居住地校交流を実施している学校でも居住地校交流推進を図る組織が形成されておらず、小学部では居

沖縄県における居住地校交流の実態

表14 放課後・余暇交流の実施状況（複数回答）

	学部別		学校種別		
	小学部 (校)	中学部 (校)	知的障害 (学部)	肢体不自由 (学部)	盲・聾・病弱 (学部)
昼食	8	3	3 (3・0)	5 (3・2)	3 (2・1)
清掃	6	3	2 (2・0)	4 (2・2)	3 (2・1)
休憩	7	3	2 (2・0)	5 (3・2)	3 (2・1)
集会	7	3	4 (4・0)	4 (2・2)	2 (1・1)
児童・生徒会	2	0	2 (2・0)	0	0
クラブ	0	-	0	0	0
登下校	2	2	1 (1・0)	1 (0・1)	2 (1・1)
作品	2	0	2 (2・0)	0	0
校外学習	1	0	1 (1・0)	0	0
最大	12	5	6	7	4

* 学校種別学部数において（ ）の中は、左が小学部学部数、右が中学部学部数を示している。

表15 小学部における交流推進の組織の有無

	居住地校交流実施有	居住地校交流実施無	計
交流推進組織有	7	0	7
交流推進組織無	4	2	6
学校間交流と同じ	0	0	0
担任	1	0	1
有と無	0	0	0
無記入	0	0	0
n	12	2	14

表16 中学部における交流推進の組織有無

	居住地校交流実施有	居住地校交流実施無	計
交流推進組織有	3	0	3
交流推進組織無	0	5	5
学校間交流と同じ	2	2	4
担任	0	0	0
有と無	0	1	1
無記入	0	1	1
n	5	9	14

住地校交流を実施している中の4校が、居住地校交流実施を推進するための組織がない。

小学部では1校、居住地校交流実施を担任の教師が行っている。担任一人で居住地校交流の実施

を行っているのか、また、居住地校交流を行う児童の担任が数人合わさった組織であるのか質問紙調査ではわからなかった。今後、さらに詳しく実態を明らかにする必要がある。

表17 教育課程への明文化

	小学部（校）	中学部（校）
有	12	5
無	1	9
無記入	1	0
n	14	14

表18 教育課程への位置づけ（複数回答）

	小学部（校）	中学部（校）
総合的な学習の時間	1	1
特別活動	2	—
生活単元学習	2	—
各教科	2	2
居住地の時間割にあわせて	2	2
交流及び共同学習	1	1
音楽・日常生活指導・自立活動	1	—
行事	—	1
児童の実態に合わせて	2	—
最大値	12	5

尚、聞き取り調査で、居住地校の交流担当者について尋ねると、「居住地校の担任、教頭、学年主事等が対応、学校によって様々である」との回答があった。居住地校において交流担当者が定まっていないことが分かる。居住地校交流を推進するために居住地校においても交流担当者が設定されていることが望まれる。

また、A校においては居住地校交流を実施するための手続きがシステム化されている。まず電話連絡を行い、そして訪問し、日時の調整等を実施している。しかし、手続きのシステムは各学校によって異なっている。A校とは別の聞き取り調査を行った学校では「手続きのシステムが構築されているわけではなく、システム自体に問題が出てくることもあるだろう」と述べている。県内の学校が共有できる合理的なシステム作りが求められている。

9. 教育課程への位置づけ

表17は教育課程への明文化がなされている学校数を示している。居住地校交流実施数と教育課程に明文化している学校数が同じであり、居住地校交流実施学校が、教育課程に居住地校交流を位置づけていることがわかる。

また、表18は教育課程への位置づけを図っている教科若しくは領域を示している。教育課程への位置づけは、各学校によって特別活動や総合的な学習の時間等、異なっている。

表19は、沖縄県の盲・聾・養護学校の各学校の教育課程において、居住地との交流について記述されている学校の目標を挙げている。尚、教育課程は平成17年度版に掲げられている目標を示している。各学校の教育課程においては、すべての学校で交流及び共同学習の目標が掲げられていた。また、地域社会の人々との交流や近隣の学校との交流については多くの学校で記述されていた。しかし、居住地との交流について明確に示されていたのは、小学部は9校、中学部は3校であった。交流及び共同学習の目標として、居住地校交流が明確に掲げられていることは、学校または学部内において居住地校交流実施の共通認識が図られていることが予想される。

聞き取り調査において、「教育課程への位置づけは、学部で共通理解は行われていない。しかし、学級で授業時数の関係から生活単元学習に組み込まれている。中学部・高等部につなげるためにも一貫性をもった教育活動をすることが大事であるので、今後の検討事項である」と回答した学校が

表19 沖縄県内の盲・聾・養護学校における居住地校交流の明文化

学校	学部	交流及び共同学習の重点
A	小学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ②児童の居住地にある小学校との交流及び共同学習を推進し、地域の一員としての自覚や仲間意識、社会性を養う。
	中学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ②生徒個々の実態にあわせ、居住区の学校との交流及び共同学習を推進する。
B	小学部	(8) 交流及び共同学習の重点 (1) 居住地校及び近隣校（小学校）での体験学習を通して、地域の一員であることを意識させるとともに、お互いの友好関係を広げるようにする。
C	小学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ・近隣の学校との交流教育や個別の居住地校交流及び、地域社会との交流活動を通して、社会性や好ましい人間関係の素地を養う。
E	小学部	(8) 交流及び共同学習の重点 ①近隣の学校や地域の各種団体及び居住地学校との交流を積極的に行う。
G	小学部	(8) 交流及び共同学習の重点 ②保護者や居住地との連携を取りながら、居住地校交流を進めていく。
H	小学部	(8) 交流及び共同学習の重点 ①近隣や居住地の学校、地域の各団体との交流や共同学習を計画的かつ積極的に行う。
	中学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ②居住地校交流を推進する。
I	小学部	(8) 交流及び共同学習の重点 ①近隣や居住地の学校、地域社会との交流を計画的かつ積極的に行う。
L	小学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ②居住地の学校と交流することによって、地域の子どもとしての自覚とつながりを深める。
	小学部	(7) 交流及び共同学習の重点 ○近隣校や居住地の学校と継続的に交流をすることにより、地域の一員としての自覚を持つ。
M	小学部	(9) 交流及び共同学習の重点 ○近隣及び居住地の小学校や地域の人々と充実した交流を行い、生活経験を広め社会性を養う。

表20 居住地への送迎

	小学部（校）	中学部（校）
保護者	7	3
担任	1	0
保護者・担任	2	0
学校対応	0	1
自力通学	0	1
児童で異なる	1	0
送り保護者・迎え担任	1	0
n	12	5

あり、教育課程への位置づけが学校若しくは学部において行われることによって、中学部・高等部における居住地校交流実施率を高めることにつながることが推測される。

10. 居住地校への送迎

表20は居住地への送迎者を示している。居住地校への送迎は保護者が対応していると回答した学校が、両学部とも半数を超えている。自由記述

では、「保護者の送り迎えが出来ない生徒の場合、実施が出来ない。」と回答した学校がある。仕事を持っている保護者の場合は、居住地校への送迎が負担になってくると考えられ、居住地校交流への参加ができない児童生徒も出てくると推測される。保護者への負担を軽くするために、例えば、居住地の児童生徒と集団登下校することや兄弟と共に登下校すること等の対応を行う必要がある。

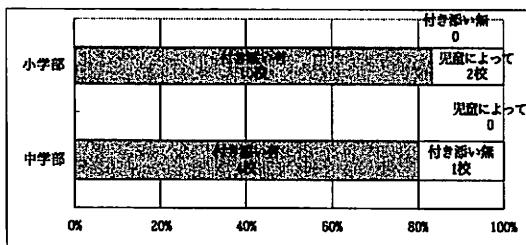


図2 学部別居住地での付き添い有無

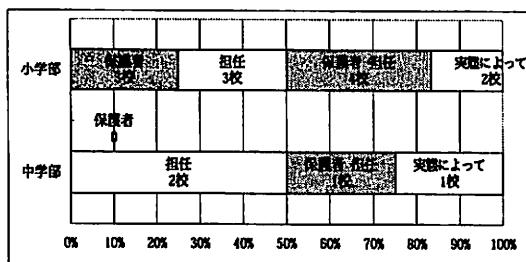


図3 学部別居住地での付き添い者

11. 居住地校での付き添い

(1) 付き添いの有無

図2は、居住地での付き添いの実施率を示している。表21は、学校類型別における居住地での付き添いの有無を示している。居住地での付き添いを行っている学校は80%以上に上っている。また、小学部では児童の実態によって付き添いを行わない学校もあるが、付き添いを実施しなければならない基準を知ることは難しい。

校種別に見ると、知的障害養護学校では、居住地での付き添いをすべての学校が行っている。

(2) 居住地校での付き添い者

図3は、居住地での付き添い者の割合を、表22は、学校類型別の居住地での付き添い者を示している。付き添い者は保護者や担任または、両者一緒にしているかのどちらかになっている。保護者と担任が付き添う場合は、1回目はどちらも付き添い、2回目からは保護者が付き添う場合も含まれている。

担任が付き添いを行えず、保護者が付き添いを行っている理由としては、自由記述で「担任は本校での授業もあるので、交流の時間帯に出向くことができない。実際に関わる姿を見せて参考にしてほしいと思うが難しい」と述べられている。担

任は、居住地校交流を実施している児童生徒のみを受け持っていることは少なく、居住地校交流に付き添った場合、自校に残してきた児童生徒の学習補償をどうするかという課題がある。

しかし、一方で保護者が付き添うことになると居住地への送迎と同様に仕事を持っている保護者には大きな負担になることが推察される。保護者が付き添えないので、居住地校交流を実施しないということにならないためには、付き添い者を誰が行うかを検討していくことが必要になってくる。

尚、聞き取り調査では、「原則的に保護者の責任の下に居住地校交流を行う。居住地校交流の始めに教員は顔合わせを行うために、居住地校へ行き、それが終わると学校に戻る。将来的には、保護者を中心に交流が行われるようになり、教員が交流についてアドバイスをしながら進めていくことが理想である」と語っている学校があった。このように、担任と保護者のどちらか若しくは一緒に付き添いを実施している場合でも、保護者による付き添いの負担はかなり大きいと予測される。また、聞き取り調査を実施した全ての学校で、「原則として保護者の下で居住地校交流を実施する」と回答しており、交流に対して積極的な姿勢をもち、かつ付き添いが可能な保護者を持つ児童生徒のみが居住地校交流を実施できるという状況が起こりうる。居住地校交流が教育活動として位置づき、発展していくためには、付き添いは保護者にのみ負担をかけることなく実施が必要である。

12. 事前・事後の打ち合わせ

(1) 打ち合わせの有無

表23は、事前事後の打ち合わせを行っている学校数を示している。打ち合わせは、居住地校交流を実施しているすべての学校で行われており、事前及び事後の打ち合わせを行う学校と事前の打ち合わせだけを行う学校の2つに分かれた。事前及び事後の打ち合わせを行う学校は多く、小学部では9校に及んでいる。

(2) 打ち合わせの方法

表24は、打ち合わせの方法を示している。直

沖縄県における居住地校交流の実態

接会うことや電話による方法が多くとられており、続いて、文書による打ち合わせが多く行われている。小学部では、1校、共通の研修会において、交流について話しをする学校がみられた。

一方ですべての学校においてメールによる打ち合わせは行われていない。メールは時間を気にせずに相手に文書を送ることができる。また、郵便のように届くまでに時間がかかるという利点がある。東海林が「Eメールなどを利用して、交流校-養護学校-親の情報交換がもっと頻繁に行えると、交流先での授業ももっと活きた内容になるのではないか」¹³⁾と述べているように、交流を進める上で、情報交換が児童生徒の居住地校での学習を活きた活動に変えていく可能性をもつ。校務が多忙で打ち合わせの時間を作ることが難しい場合には、Eメールも活用しながら打ち合わせを考えいくことも必要であると考えられる。さいわい、沖縄県は、パソコンを使える教員数が47都道府県において一位である。学校におけるパソコンの普及率も上がっている。そのため、メールによる打ち合わせの方法は行いやすい。しかし、

メールを利用する場合には、個人情報が流出することや相手がメールをいつ見るか分からず、すぐに返事が返ってくる保証がない等があることを踏まえる必要がある。

尚、怪我をしてしまった等の問題が生じた場合の緊急体制はどのように行われているか、聞き取り調査を実施することによって補った。その回答は、「交流学習中の事故は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」によって、在籍校の校長が対処する」となっていた。付き添いを行っている場合は、「保護者から担任、在籍校の校長へと連絡をとる」、付き添いを行っていない場合には「居住地校が在籍校に電話、在籍校が保護者に電話」と連絡網が確認されていた。また、「安全が第一なので、保護者と居住地校交流に参加している」という学校もあり、問題が発生した場合のために居住地校交流に保護者が参加しなければならない実態がみられた。緊急事態に対応する体制が確立することにより、保護者の付き添いの負担が減少していくのではないかと推測される。

表21 学校種別居住地での付き添いの有無

	知的障害	肢体不自由	盲・聾・病弱
付き添い有	6	6	3
付き添い無	0	0	1
児童によって	0	1	0
n	6	7	4

表22 障害種別居住地での付き添い者

	知的障害	肢体不自由	盲・聾・病弱
保護者	1	2	0
担任	1	3	1
保護者・担任	4	1	1
実態によって	0	1	1
n	6	7	3

表23 事前・事後の打ち合わせ

	小学部	中学部
事前・事後の打ち合わせ有	9	3
事前のみ	3	2
n	12	5

表24 打ち合わせの方法（複数選択）

	小学部	中学部
直接会う	11	5
電話	11	5
文書	8	5
FAX	6	2
メール	0	0
研修会	1	0
最大	12	5

表25 打ち合わせの回数

	小学部	中学部
1回	5	2
1～2回	2	1
2回	2	2
3回	1	0
無記入	1	0
n	12	5

(3) 来校・訪問による打ち合わせの回数

表25は、来校・訪問による打ち合わせの回数の学校数を示している。来校・訪問による打ち合わせの回数は、1回から2回の割合が多く、小学部では1回行っている学校が5校と一番多い。そして、訪問・来校による打ち合わせの回数は最大3回となっている。居住地が離島の場合における来校・訪問による打ち合わせは、どのように行われているのかを今回の調査では知ることができなかった。沖縄県は多くの島々を抱えており、居住地校が離島にある場合の打ち合わせ方法の問題は大きいと考えられる。

打ち合わせは、児童生徒の交流を深めるために重要である。しかし、一方では、中学部における自由記述において、「相手中学校が教科制で事前の打ち合わせも行って実施しているが、学級担任と実際に授業に入る教科担任が異なる場合がある」と教科担任制による打ち合わせの問題を提起している。居住地校の担任だけではなく、児童生徒に関わる居住地校の他の教師をも視野に入れた打ち合わせのあり方を検討していく必要がある。

13. 居住地校交流の成果・効果

図4、5は居住地校交流の成果・効果を示している。小学部では、「相手校の児童・生徒・教職員の障害理解が進んだ」と8校が回答しており一番高くなっている。中学部では、「相手校の児童・生徒との関係がつくられた」と「相手校の児童・生徒・教職員の障害理解が進んだ」を4校が回答し一番高い割合になっている。しかし、両学部で「保護者同士のつながりができた」と回答した学校はない。今後、居住地校からの保護者への働き

かけや居住地の学級懇談会への参加等、保護者同士がつながれる場を持つ必要性があると考える。

小学部と中学部を比較すると、「自校では見られない児童生徒の様子が見られる」と「児童生徒が生き生きしている」において、中学部よりも小学部の方が高くなっている。

小学部におけるその他の回答には、「集団（1クラス30～40名）の中での学習経験」（1校）、「保護者がわが子を外へ出して、他児との交流経験を

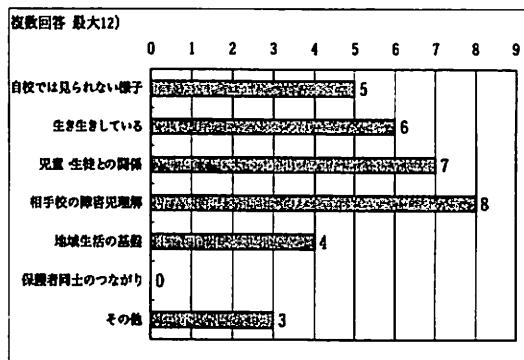


図4 居住地校交流の成果・効果（小学部）

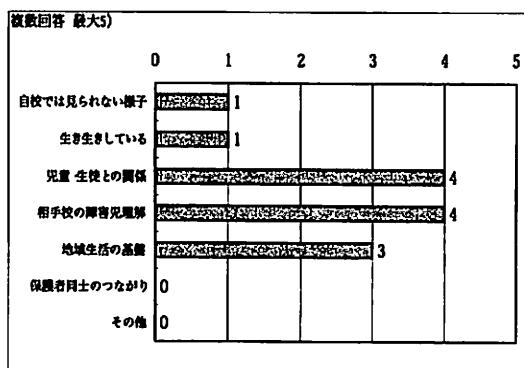


図5 居住地校交流の成果・効果（中学部）

複数回答(最大12)									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8
学習内容上の問題						5			
打ち合わせが不十分				3					
付き添いの問題						7			
全員実施が困難			2						
送迎の問題				4					
学校に残る児童 生徒の指導上問題				4					
相手校の教職員意識の問題					5				
相手校の施設 整備等の問題					5				
安全確保や緊急時の対応の問題				3					
居住地校交流の回数が少ない			2						
児童 生徒のつながりが希薄				3					
その他		2							

図6 居住地校交流の課題・問題点（小学部）

複数回答(最大5)					
	0	1	2	3	4
学習内容上の問題				3	
打ち合わせが不十分		1			
付き添いの問題		1			
全員実施が困難		1			
送迎の問題			2		
学校に残る児童 生徒の指導上問題		1			
相手校の教職員意識の問題		1			
相手校の施設 整備等の問題		2			
安全確保や緊急時の対応の問題		1			
居住地校交流の回数が少ない	0				
児童 生徒のつながりが希薄		1			
その他	0				

図7 居住地校交流の課題・問題点（中学部）

意識するようになった」（1校）となっている。また、今年度初めて居住地校交流を実施する学校では「まだ分かりませんが相手校の子どもたちは大喜びです」（1校）と回答している。

一部の聞き取り調査においては、「友だちと遊んで楽しそうだった」、「本人がもっと遊びたいと言って交流を楽しんでいる様子が見られるので、本人には、良い刺激になっている」、「地域の小学校の子どもたちが声をかけてくれるようになってきた」、「学力の面で競争意識が高まる（刺激になった、学習意欲の向上）」、「集団の行事に参加することで緊張感が楽しめる」、「登下校を友だちと行いたいと、自分一人で行きたがるようになつた（一人で外に出る意欲）」、と居住地校交流の成果を述べている。また、「子ども会に参加することやラジオ体操に参加することができれば、居住地とのつながりができたことになり、居住地校交

流は成功と言えるだろう」と述べ、地域とのつながりが形成されることを期待している。

14. 居住地校交流の課題・問題点

図6、7は居住地校交流の課題・問題点を示している。小学部では、「付き添いの問題」が一番多く、「学習内容上の問題」、「相手校の教職員意識の問題」、「相手校の施設・整備の問題」が続いている。小学部では、担任と保護者が付き添いをすることが多いため付き添いの問題が課題としてあがっていると考えられる。

中学部では、「学習内容上の問題」が一番多く、「送迎の問題」、「相手校の施設・整備等の問題」が続いている。北中城村教育委員会が養護学校に在籍していた生徒を、居住地校にインテグレーションをした報告¹⁴⁾では、送迎に福祉タクシーを利用することを許可している。居住地校交流を実施する際にも福祉タクシーの利用が行えれば、送迎の負担が少なくなっていくのではないかと考えられる。

両学部の多くが課題としてあげた「学習内容上の問題」では、居住地での学習をスムーズに行うためには居住地との打ち合わせを積極的に行うこと、また、居住地校交流を実施するにあたり、学習をサポートする加配教員やボランティアを活用することを行う等の対応をしていく必要があると考えられる。他県では、居住地校交流を実施する際に非常勤の加配をつけて対応しているところもある¹⁵⁾。沖縄県においても居住地校交流をスムーズに行えるような行政による対応を求める。

小学部のその他の回答には、「実施相手校の受け入れ体制について」、実施期間の統一化→・実施相手校の受け入れ体制に小学部としては、設定した2週間の範囲で実施したいが、居住地校の行事や、一部2学期制の導入等で、今年度は5週間の範囲になってしまった。仕方のないことであるが本校教育課程のスムーズな実施等に支障あり」、「保護者の意向→保護者としては現行の期間延長や回数を増やす等の需要が多いが、なかなかその意にそなうような事は難しい」となっている。

尚、聞き取り調査においても居住地校交流の問題や課題についての質問をおこなった。そこにおいては、「交流内容の難しさ。子どもと交流相手

校の子どもとが学べる場としての設定」、「学力の問題（学校の進度が違うので、居住地校交流をしても、なかなか授業についていけない）」と学習面での課題が聞かれた。

また、「居住地校交流を実施したが、集団に驚き交流の間中、お母さんから離れない子がいた。保育所が一緒に子どもが覚えていてくれて、声をかけてくれるが、お母さんから離れようとしなかった。低学年の時なら交流が行いやすかったかもしれない」と述べ、低学年から居住地校交流を実施する重要性がうかがえた。

15. 自由記述による居住地校交流実施上の感想

自由記述において、多くの学校が居住地校交流についての様々な見解を示し、また、課題や問題点を指摘している。その自由記述を①居住地校交流の成果、②学習上の問題、③居住地校の支援体制、④付き添い・送迎の問題、⑤その他の5つに類型化し以下に示している。

①居住地校交流の成果

- 今年度初めて小学部全員（30名）が居住地校体験学習に参加することになった。1994年度以降、初めてのことである。その事はうれしいことである。
- 子どもたちは喜んで参加しています。
- 少しづつ重度・重複の子どもたちの保護者にも希望が増えてきました。
- 地域において、散歩の時やスーパーでの買い物、また、子ども会の行事等に参加した時に、名前を呼んでかかわってくれる機会が増え（子どもたちも増え）たとの嬉しい声も（保護者より）届いています。
- 学校で見られない児童の生き生きした様子がみられた。
- 同学年に入っての交流なので顔見知り、名前を覚えてくれるのですんなり学級に入れる。
- 学期に1回の交流で、親の同意も特にしている。居住地校交流に参加した児童の様子等を聞いて参加させたい父母も出てきた。
- 生徒は毎回の交流をとても楽しみにしていて、生き生きしている。
- I課程（単一障害）生徒の居住地交流は比較的

スムーズに実施でき、それなりに成果もある。

○居住地校交流については、保護者へのアンケートを通して希望のあった生徒に対して実施している。実施した生徒・保護者とも喜んでおり、今後も継続して実施できるようにしていきたい。

②学習上の問題

- 学習の遅れている児童（下学年適用）が多く、別課題を準備している状況があり、本校としてはしっかりととした学力をつけ、送り出せる体制をつくる必要がある。
- 高学年になるにつれて、交流（内容）が難しくなってくるのではないか？
- 授業交流ができないときは保護者で対応している。発達段階に応じた授業内容を（計画する）等積極的に取り組んでほしい。
- 重度の子の場合、相手校のどの時間にどのような交流をしたらよいか苦慮する。
- 学校間交流だとお互いの児童への事前学習がゆき届き、楽しい交流ができるが、居住地校の場合、一人対学級となり、お客様的な存在になります。
- 交流の際に、学習内容のレベル差をどう埋めるか、また、教材の準備の問題など、まだまだ課題もある。
- 相手校の授業に入る場合、中学校では教科制で、特に英語・数学・国語・理科・社会の5教科の学習をそのまま行うのは難しいので、相手校に配慮してもらい、生徒の実態に合った学習内容、教科で参加する形をとっている。
- 重度障害生徒の場合、相手校も受け入れに不安があり、人手不足もあって、居住地交流といつても授業に参加させてもらうという域を出ない。

③居住地校の支援体制

- 中には、居住地校交流について説明をして依頼をする際、本校の子どもたちへの理解の低さゆえ、色々と警戒される（管理職に）こともあります。
- 普通小の先生方の意識によって年間の交流回数に違いが出ると考えられる。

- 保護者はどのように対応してよいか悩んでいる。保護者におまかせ状態（相手校で交流ではなく保護者が一対一で対応。具体的な指示もない）。
- 教育課程上、始業の時間帯が合わない。
- 肢体不自由の場合、普通学校のパリアが多く移動がとても大変。車イスを持ち上げて2階・3階への移動になるので、大人の手が多く必要になる。
- 相手校の施設の問題（車椅子対応ではない）。
- 居住地側も本校も多忙化の中、なかなかスムーズに行きません。
- 普通小学校の先生が忙しすぎて、連絡調整が難しい。
- 相手中学校が教科制で事前の打ち合わせも行って実施しているが、学級担任と実際に授業に入る教科担任が異なる場合がある。
- 相手校との日程調整が難しい。

④付き添い・送迎の問題

- 担任は本校での授業もあるので、交流の時間帯に出向くことができない。実際に関わる姿を見て参考にしてほしいと思うが難しい。
- 中学部の教科担任制という教育課程上、生徒と一緒に張り付けで参加させると他の授業に支障が出てしまうので、趣旨をよく理解できるが実施はむずかしい状況です。
- 担任と親と相手校の担任で話し合われるが、実際の交流は親子で参加することが多い。職員がついていって直接、関わった方が、交流の効果はあがるが、だが、学校に残る児童生徒の指導があり難しい。
- 学校に残る児童の指導や健康・安全管理が第一だと考えるならば、職員による居住地校交流の実施・指導は難しい。
- 保護者の送り迎えが出来ない生徒の場合、実施が出来ない。

⑤その他

- このような交流がもっとあたり前のように、自然に実施できる体制づくりが求められていると思います。
- 居住地校で、特別支援体制が進み、「認定就学」

- への理解が相手教育委員会で進めば居住地交流は、インクルージョンの効果が大きい。
- 小学校は地元の小学校の特殊学級だった生徒が中学校から養護学校へ入学して、つながりを継続するために居住地校交流を希望することがあるが、今まで養護学校に通学していて、地元の学校に通学していなかった生徒が、同年代の生徒と関わるきっかけとして居住地校交流を希望するケースもある。
- やりっぱなしではなく、一つ一つの課題、児童の個別の課題について検証していくことが求められている。
- 家の近くの同級生をまったく知らない、友達もない等の親の声があり、将来的に居住地での友だちの輪を広げることで地域での活動にも参加しやすくなるので、居住地校交流の実施が必要ということになった。学部として、とりあえずできる居住地校交流ということで話し合われた結果、親の希望のもとで、登下校を含め、実施しようということになり、学校の方で希望をとり、相手校と交渉し（児童の実態も伝える）行うことになった。

III まとめ：居住地校交流の実践をより深めるために

1997年に田村が行った居住地校交流についての全国調査¹⁶⁾では、沖縄県は回答数13校中4校が居住地校交流を実践していた。2005年の本調査においては、14校中12校が居住地校交流を実践しており、8年間で居住地校交流が大幅に増加したことが分かった。これは、児童生徒の社会性や人間関係作りに居住地校交流が大いに意義があると認められた結果を示していると考えられる。

しかし、前述したように、居住地校交流の問題点や課題としていくつかの点が明らかになった。たとえば小学部においては付き添いの問題、中学部においては学習内容上の問題が多くの学校によって指摘されている。自由記述においては「交流の際に、学習内容のレベル差をどう埋めるか、また、教材の準備の問題など、まだまだ課題もある」等の学習面での課題を両学部が挙げている。また、付き添いや送迎における保護者の負担も感

じられる結果となっており、保護者への負担軽減を図る制度的対応が必要になっている。

事前の打ち合わせ・事後の話し合いについては、事後の話し合いを持たずに事前の打ち合わせだけを実施する学校もあった。沖縄県は離島が多いという土地柄のために、中には離島から寄宿舎に入舎しながら盲・聾・養護学校に通っている児童生徒がいる。そのため、離島の学校における居住地校交流は、在籍校の教師が訪問する事前の打ち合わせ・事後の話し合いが難しくなる。また、校務の多忙さによる時間の確保も課題としてあげられる。交流を深めるために事前・事後ともに話し合いを持つことは重要である。よりよい交流を目指すために話し合いの場の設定をどのように行うかが課題となる。

そして、教育課程に明文化されているにもかかわらず、居住地校交流が全員実施に至っていない結果がでている。居住地校交流は児童生徒が卒業後、地域で生きていくために地域とつながりをつくることができる良い機会である。盲・聾・養護学校に通うすべての児童生徒が地域で生きていく基盤作りにつながる居住地校交流が保障されるよう、一層の努力が求められている。

以下では、①個別的な実態の検討、②保護者の負担軽減、③両校において連携がとれる支援体制作り、④教育行政の取り組み、⑤地域を視野に入れた交流の5つの視点から今後の居住地校交流のあり方を検討していく。

① 個別的な実態の検討

居住地校交流は、学校間交流のように学校対学校ではなく、学校あるいは学級集団対個々の障害を持った児童生徒個人という交流であり、いわば個別的な交流といえる。そのため、居住地校交流は、個人の障害の程度、性格等によって異なった取り組みが実施されている。本調査において、各学校によって交流回数や付き添いの有無、交流内容が異なっていることが明らかになっている。実際に個々に合わせた交流の形を目指していくためには、異なった形態や実施回数における交流の成果を検討することが、より内容のある居住地校交流を展開していく上で重要である。そのため、個別的な交流の検討がなされていくことが望ま

れる。

また、自由記述において学習上の課題や問題に対する声が多く挙げられていた。重度重複障害児童生徒の交流をどのように行なうべきか分からないという回答もあった。重度重複障害児童生徒の居住地校交流は、居住地の児童生徒と共に学習することが難しく、交流内容の設定に困難さがある。しかし、牧ノ原養護学校において訪問教育の児童が居住地校交流を実践し、一定の成果を示している¹⁷⁾。障害の状態や程度に応じた交流を実践するためには、各学校が互いの実践を交換し、自校の居住地校交流の実践に生かしていくことが必要である。したがって、個別的な取り組みや各学校による取り組みを知る機会が必要である。

② 保護者の負担軽減のための施策

付き添いや送迎など、保護者における負担はかなり大きいことが推測された。その一方で、居住地校交流を実施した保護者からの良い評価が聞けたのも事実である¹⁸⁾。保護者が居住地校交流に積極的に取り組むために付き添いや送迎による負担を減らしていくことが大切になってくるだろう。例えば、送迎に福祉タクシーの利用や居住地の児童生徒との集団登下校を行うことがあげられる。児童生徒が居住地校交流を望んでも、保護者の都合により居住地校交流が実施されないことがないように、保護者が居住地校交流に積極的に取り組める体制を整える必要がある。

また、沖縄県における実態として聞き取り調査において、居住地校から保護者への働きかけを尋ねたところ、「個別のことなので聞いたことがない」、「特に聞いていない」という回答があり、居住地校から保護者への働きかけがないことがうかがえた。居住地の学校から保護者へ呼びかけを行うことは、居住地校へ出入りが行いやすくなる。また、居住地校の保護者と知り合える機会ができる。その上、保護者同士のつながりから、児童会やラジオ体操等の地域行事に参加の呼びかけが行われ、居住地域ともつながっていくことができると思われる。したがって、居住地校の担任が家庭訪問を実施すること、居住地校の懇談会に参加を呼びかけること等の高根市立高根養護学校の実

践を参考に、居住地校の保護者と接点を図るよう努力する必要がある¹⁹⁾。

③ 両校において連携がとれる支援体制作り

自由記述において、居住地校の職員による障害に対する意識の低さが課題としてあげられていた。それは、居住地校の教職員の不安が表面に表れたものであると解釈できる。すなわち、初めて会う子への接し方の不安や障害児教育に携わっていないことへの不安があると推測される。障害児教育に携わっているものであっても、初めて会う子はラポートが形成されておらず、関わりに悩むことがある。一生懸命に関わったが、つながりを持てない事さえある。そのことを踏まえると、居住地校教職員の悩みの大きさが推測される。そのために打ち合わせが重要となる。しかし、居住地校の校務が多忙であり、なかなか打ち合わせの時間がとれない実態が見受けられた。障害の児童生徒の理解を深めるために、例えば、居住地校は校内研修において盲・聾・養護学校に勤める教師を招き勉強会を開く等の機会を設定し、障害児理解へとつなげていくことが大切である。また、学習面では居住地校の教師は、自校の教育課程を進めていく必要もあり、居住地校交流を実施している児童生徒に個別の対応が難しいことが予想される。在籍校の担任が付き添いを行うことができれば良いのだが、在籍校に残してきた児童生徒の学習保障ということもあり、担任が一緒に授業に参加することが難しい。個々の学習に合わせるために、学習ボランティアをつけて対応する等の取り組みが必要になってくるであろう。現在、多くの大学では学習ボランティアを実践し各学校の授業に参加している。そのボランティアを活用し個々の学習に対応することで、居住地校における学習への参加が容易になると考えられる。

そして、バリアフリーでないことによる学校の施設面での不都合も課題として挙がっていた。大幅な学校改築は求められないが、手作りのスロープ作りや居住地の児童生徒と教職員が階段の昇降を手伝うことなど、実態に応じた対応が求められている。

④ ガイドラインの作成など

居住地校交流は学習指導要領に明記されていない。そのため、学習指導要領にきちんとした位置づけを図ることが望まれる。しかし、都道府県単位では居住地校交流の位置づけが行われており、神奈川県においては居住地校交流ガイドラインを作成している、また、宮城県においては付き添いのために補助教員を加配しているなど、各教育委員会が居住地校交流を取り組んでいる様子が見受けられる。一方、沖縄県においては、「学校教育における指導の努力点」に居住地との交流について2004年に明記されることになったが、具体的な取り組みは今後の課題となっている。神奈川県における居住地校交流ガイドラインは2001年に策定されている。今後、居住地校交流をスムーズに実践していくために、県教育委員会における居住地校交流のガイドライン作りが求められている。そうすることにより、市町村教育委員会との連携も容易になると考えられる。

⑤ 居住地域を視野に入れた交流として

居住地校交流は、地域の人間関係作りや地域における障害理解等に発展しうる活動である。そして、居住地校交流を通して、障害を持つ児童・生徒が地域とのつながりを形成することも可能である。田村は「養護教育諸学校の児童・生徒が、学校休業日や放課後、寄宿舎や施設からの帰省時などに、地域の同年齢の子どもたちのふれあいを求める時、その子どもたちのほとんどは異なる学校である居住地校に通学しており、学校内でのつながりを作ることは困難である。それを補うために交流教育を行う場合、学校時間帯は、当然その子どもたちは居住地校で学習しているので、居住地校との交流が、同年齢集団とのつながりを作るための交流教育といえる」と述べている²⁰⁾。

しかし、居住地校交流が居住地の児童生徒の人間関係作りには寄与しているが、地域とのつながりを形成するまでには至っていない現状がある。居住地校交流が地域とのつながりに発展するためには、居住地域との交流にまで視野にいれながら、児童生徒が放課後や休日、長期休暇等に居住地の児童生徒とつながりがもてる交流へと対応していくことが望まれる。

謝辞

校務多忙の中、調査の趣旨をご理解頂き回答して頂いた沖縄県の盲学校、ろう学校、養護学校の先生方に心より感謝申し上げます。聞き取り調査にご協力いただきました交流担当の先生方、南成浩先生、山崎由可里先生、砂川喜洋先生、島袋聰先生、大城麻紀子先生、その他多くの皆様にお世話になりました。記して感謝申し上げます。

註

- 1) 中央教育審議会（2005）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」、「平成5年12月に障害者基本法が成立し、平成16年6月に一部改正された。その改正で、交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進について規定が設けられた」ことを受け、「今後、盲・聾・養護学校（特別支援学校（仮称））に在籍する児童生徒と、地域の小・中・高等学校等（「等」は中等教育学校を指す。）の児童生徒との交流及び共同学習の機会が適切に設けられることを促進すべきである」と述べられている。
- 2) 田村真一（1997）居住地校交流における実証的研究、京都教育大学特殊教育特別専攻科研究論文。
- 3) 渡部昭男、山本智子（2001）盲・聾・養護学校在籍児に係る居住地域交流、鳥取大学教育地域学部紀要教育人文科学、3巻1号、p25-50。
- 4) 南成浩、山崎由可里（2005）和歌山県下盲・聾・養護学校における居住地校交流の実態に関する調査研究、和歌山大学教育学部紀要教育科学、55集、p9-19。
- 5) 堀江幸子、勝二博亮（2004）茨城県内知的障害養護学校における居住地校交流の実態、茨城大学教育実践研究23、p293-307。
- 6) 川西邦子、金子健、高橋智（2004）首都圏における障害児の居住地校交流の実態とニーズ－保護者と特殊教育諸学校への質問紙調査を通して－、東京学芸大学紀要、1巻55号、p203-220。
- 7) 障害児教育委員会（2004）インクルージョンに関する提言・調査報告（2002→2004）、高教組教育資料センター。
- 8) 田村、前掲論文、p38。
- 9) 田村、前掲論文、p4。
- 10) 渡部、山本、前掲論文、p25。
- 11) 田村、前掲論文、p4
- 12) 島袋聰（2003）相互理解を深める居住地校交流の実践的研究－力を合わせる創作活動を通して－、沖縄県立総合教育センター研究集録、33集、p2。
- 13) 東海林裕一（2001）共にすごす大切さ－7年間の交流を振り返って－、養護学校の教育と展望122、p22。
- 14) 北中城村教育委員会（2005）障害のある生徒の普通学校における交流及び共同学習の在り方について－中学校に在籍する障害のある生徒への支援の検討－、沖縄県教育庁県立学校教育課、「平成16年度県・文部科学省指定校等研究成果の要旨」、p 84-87。
- 15) 例えば鈴木尚（2004）の報告によれば、宮城県ではこの年より「居住地校交流に養護学校教師が同行できるように、養護学校に補助教員が配置」されている（日本特殊教育学会第42回大会自主シンポジウム）
- 16) 田村、前掲論文。
- 17) 中道典子（2000）私の教育実践 地域の中に生きる子どもたち（2）居住地校との交流学習の取り組み、みんなのねがい、388号、p84-87。
- 18) 聞き取り調査により、保護者が居住地校交流に対してどのように感じているかを訪ねた。「相手校の受け入れの対応で感想が違ってくる。熱心な先生ほど相手校の児童は積極的に交流しようとする」、「交流が継続して行う時にも交流先の担任が代わるとまた違ってくる」、「相手校の受け入れが良くてもそうでなくても、保護者は居住地校との交流を楽しみにしている」、「保護者の方も大人数で過ごせるので、とても良い機会であると楽しみにしている」と保護者の居住地校交流に対する思いを聞いた。
- 19) 高槻市立養護学校交流教育研究部（2003）居住地校交流の新たな地平を拓く、高槻市障害児教育研究大会（高槻市立養護学校創立30周年記念研究発表会）交流教育分科会資料。
- 20) 田村、前掲論文、p38。